

入札参加資格者各位

太田市総務部契約検査課

コリンズ（工事实績情報サービス）の登録について

太田市では、建設工事業者の技術力を公正に評価し、不良不適格業者を排除し、公共工事の透明性の向上及びより一層の品質確保のため、500万円以上の工事については、コリンズ（工事实績情報サービス）への登録を義務付けております。請負者は、受注した工事について、下記のとおり登録手続きを行って下さい。

1. コリンズ（工事实績情報サービス）への登録について

①登録対象工事

請負金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）が**500万円以上の建設工事**が対象となります。

②登録手続き

コリンズにログインし、「**実績データ登録**」を行って下さい。 ※契約日から10日以内に登録すること



（一財）日本建設情報総合センターから発注者及び受注者宛へ「**登録のための確認のお願い**」がメール送信される



監督員が内容を確認後、確認年月日、署名、押印、所属部署名を記入し受注者へ返却する。

または

請負業者が「登録のための確認のお願い」をダウンロード後印刷し、監督員から確認年月日、署名、押印、所属部署名を記入してもらう。



発注機関情報など確認情報を入力し、登録を完了して下さい。



「**登録内容確認書**」をダウンロードし、契約書一式と併せて契約検査課に提出して下さい。



完成検査後、「**竣工登録**」を行って下さい。

2. 変更があった場合の変更登録について

登録内容に変更があった場合は、次のとおり「変更登録」を行ってください。

変更の内容	対応
現場代理人または技術者に変更があった場合	速やかに、「変更登録」を行って下さい。
監督員が変更になった場合	「変更登録」の必要はありません。
工期または請負金額に変更があった場合	「変更登録」を行って下さい。 ※「変更登録」を省略し、「竣工登録」と同時に変更を行うこともできます。 当初請負金額が500万円未満の案件で、変更契約（増額等）後、請負金額が500万円以上になった場合には、コリンズ登録が必要になります。
「監督員などから指示があった場合」や「変更登録の履歴を残す必要がある場合」	「変更登録」を行ってください。

3. 登録費用等について

登録に係る費用（受注時登録費用等）は積算（「現場管理費」）の中で計上しています。

4. 問い合わせ先

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACI URL：<https://cthp.jacic.or.jp/contact/>）

コリンズ・テクリスセンター

コリンズのヘルプデスク

TEL：03-3505-0463 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く9：00～17：00